

種苗法の一部を改正する法律案(閣法第六六号)(先議)要旨

本法律案は、近年、我が国で登録された植物の新品種が海外において育成者に無断で利用され、育成者権の効力が及ばない加工品として、脱法的に我が国に輸入されるおそれが新たに生じており、また、現行の育成者権の存続期間では、新品種の育成者の利益が十分に確保できない等の問題が生じていることから、育成者権の保護の強化を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、育成者権の効力の及ぶ範囲を拡大し、登録品種の収穫物から生産される加工品の生産、譲渡、輸入等の行為を追加することとする。

二、育成者権の存続期間を五年間延長し、果樹等の永年性植物については三十年、その他の植物については二十五年とすることとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、育成者権の存続期間の延長に関する規定については、公布の日から施行することとする。